

# 選挙権年齢が「18歳以上」に 引き下げられます

選挙権年齢をこれまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が平成27年6月17日に成立しました。今年夏に予定されている参議院議員通常選挙から実施され、全国で約240万人、市内でも約2,700人が有権者となる予定です。

高校生の中には「政治に関心がない」「よく分からない」といった人も少なくありません。今回の選挙権年齢引き下げの背景には「少子高齢化の進む日本で生きていく世代にも、未来の日本の在り方を決める政治に参加してもらいたい」という意図があります。

市では、「高校生議会」の開催や啓発パンフレットの配布など、幅広い世代に向けて政治や選挙に関して関心を高める啓発活動に取り組んでいます。

【問】総務課(総和庁舎) ☎92-3111

選挙管理委員会事務局(総和庁舎) ☎92-3111

## 昭和20年以来70年ぶりの 選挙権年齢の引き下げ

公職選挙法の改正は、平成28年6月19日以降に公示される国政選挙(衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙)から適用され、その後の地方選挙(知事選挙や市長・市議会議員選挙など)でも満18歳以上の人が投票できるようになります。

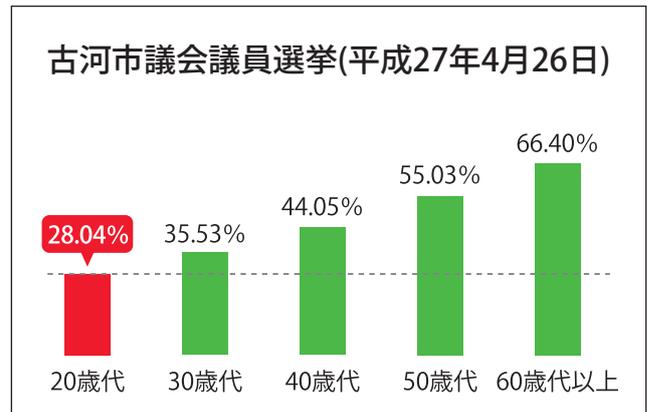
選挙権年齢が変更されるのは「25歳以上」から「20歳以上」に引き下げられた昭和20(1945)年以来70年ぶりです。

近年は、国政選挙、地方選挙とも投票率の低下が社会問題となっています。

例えば、昨年4月26日に執行された市議会議員選挙の結果を見ると、20歳代28.04%、30歳代35.53%、40歳代44.05%、50歳代55.03%、60歳代以上で66.40%と若い世代の投票率が低い状況です。

若者の投票率が低くなると、若者の声が政治に届きにくくなることが懸念されます。

## 年代別投票率比較



▲市議会議員選挙開票作業